

## 委託発注表（見積り要項）

番号	業種	委託名	委託場所	委託概要	履行期間	資格要件
1	廃棄物処理	千葉市立小学校等 給食系産業廃棄物（飲料用ペット・廃プラ類・ビン・缶）収集運搬・処分業務委託（中央区）	中央区内の千葉市立小学校（全19校）	1 概要 各学校の給食施設から排出される産業廃棄物（飲料用ペット・廃プラ類・ビン・缶）を収集し、適正に処理する。 2 予定数量（年間） (1) 中央区 延べ収集回数 209回 飲料用ペット 115kg/年 廃プラ類 284kg/年 ビン 139kg/年 缶 710kg/年 (2) 花見川区 延べ収集回数 231回 飲料用ペット 128kg/年 廃プラ類 314kg/年 ビン 153kg/年 缶 785kg/年 (3) 稲毛区 延べ収集回数 187回 飲料用ペット 104kg/年 廃プラ類 247kg/年 ビン 126kg/年 缶 627kg/年 (4) 若葉区 延べ収集回数 198回 飲料用ペット 113kg/年 廃プラ類 266kg/年 ビン 137kg/年 缶 678kg/年 (5) 緑区 延べ収集回数 176回 飲料用ペット 97kg/年 廃プラ類 240kg/年 ビン 117kg/年 缶 598kg/年 (6) 美浜区 延べ収集回数 198回 飲料用ペット 110kg/年 廃プラ類 269kg/年 ビン 131kg/年 缶 673kg/年	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	1 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿における希望業種について、大分類が廃棄物処理、中分類が産業廃棄物処理（収集・運搬）として登録されていること。 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。 ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者 イ 当該見積書提出期限前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者 ウ 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの エ 民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を見積参加申請期限の日から見積書提出期限の日までの間に受けている者 カ 千葉市内において、都市計画法に違反している者 3 見積参加申請期限において、産業廃棄物（廃プラスチック類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・金属くず）の収集運搬及び処分の許可を受けている者であること。（申込みにあたり、許可を受けていることを証する許可証の写しを添付すること。） なお、複数の案件に参加申請する場合であっても、許可証の写しは1部を提出するものとする。
2	廃棄物処理	千葉市立小学校等 給食系産業廃棄物（飲料用ペット・廃プラ類・ビン・缶）収集運搬・処分業務委託（花見川区）	花見川区内の千葉市立小学校（全21校）			
3	廃棄物処理	千葉市立小学校等 給食系産業廃棄物（飲料用ペット・廃プラ類・ビン・缶）収集運搬・処分業務委託（稲毛区）	稲毛区内の千葉市立小学校及び第二養護学校（全17校）			
4	廃棄物処理	千葉市立小学校等 給食系産業廃棄物（飲料用ペット・廃プラ類・ビン・缶）収集運搬・処分業務委託（若葉区）	若葉区内の千葉市立小学校及び養護学校（全18校）			
5	廃棄物処理	千葉市立小学校等 給食系産業廃棄物（飲料用ペット・廃プラ類・ビン・缶）収集運搬・処分業務委託（緑区）	緑区内の千葉市立小学校（全16校）			
6	廃棄物処理	千葉市立小学校等 給食系産業廃棄物（飲料用ペット・廃プラ類・ビン・缶）収集運搬・処分業務委託（美浜区）	美浜区内の千葉市立小学校（全18校）			

1 見積参加申請期間 令和7年2月4日（火）から令和7年2月10日（月）まで 午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝休日を除く） 郵送により提出する場合は、令和7年2月10日（月）午後5時必着とする。

2 提出場所 千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課（千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟10階）

3 提出書類 (1) 見積参加資格確認申請書 (2) 収集運搬及び処分する許可を受けていることを証する許可証の写し

4 受注者の決定方法 全ての見積もり単価が予定価格以下であり、かつ、予定数量を乗じた総額が最も低い見積書を提出した者を受注者とする。

5 その他 本契約に係る令和7年度予算が議会の議決を得られない場合は、契約手続きを中止する。